

(案)

矢巾町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和6年3月

矢 巾 町

目次

第1章 総論	1
1 計画の基本的事項	1
1.1 計画の目的.....	1
1.2 計画期間.....	1
1.3 計画の位置づけ.....	2
1.4 上位関連計画.....	3
2 矢巾町の地域概要	7
2.1 町の位置と地域特性.....	7
2.2 人口及び世帯数の推移.....	7
2.3 産業の動向.....	8
2.4 土地利用の状況.....	9
第2章 ごみ処理基本計画	10
1 ごみ処理の現状	10
1.1 ごみ処理の流れ.....	10
1.2 施設概要.....	11
1.3 収集運搬.....	14
1.4 分別区分と排出方法.....	14
1.5 ごみ処理経費及び手数料.....	15
1.6 排出抑制・資源化の取り組み.....	16
1.7 ごみ量実績.....	23
1.8 ごみの組成分析.....	26
2 ごみ処理の課題	27
3 ごみ処理の基本方針と目標	30
3.1 基本方針.....	30
3.2 ごみ処理の目標.....	30
4 ごみ処理の施策	32
4.1 啓発活動・環境教育.....	32
4.2 町民との協働による取り組み.....	32
4.3 家庭ごみ対策.....	33
4.4 事業所への対策.....	33
4.5 適正なごみ処理の推進.....	34
4.6 きれいなまちづくりの推進.....	34

第1章 総論

1 一般廃棄物基本計画の基本的事項

1.1 計画の目的

1.1.1. 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に基づき、市町村が一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。計画の基本理念を定め、数値目標を設定し、目標達成のための具体的施策、計画の推進について定めます。

1.1.2. 改定の背景

一般廃棄物処理基本計画は、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月改定、環境省）において、目標年次を 10 年から 15 年先におき、概ね 5 年ごとに計画を改定すること、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には計画の見直しを行うこととされています。

矢巾町（以下「本町」という。）では、令和 5 年度に現行の一般廃棄物処理基本計画の計画期間が終了することから、環境やごみ・し尿の処理行政の変化を踏まえ、今後の 3R*推進やごみの減量化等の施策を検討し、新たな矢巾町一般廃棄物処理基本計画を策定します。

※3Rとは、①Reduce:リデュース 排出抑制、②Reuse:リユース 再使用、③Recycle:リサイクル 再生利用のことです。

1.2 計画期間

本計画は、令和 6 年度を初年度とし、令和 15 年度を目標年度とする 10 年間を計画期間とします。中間目標年度は令和 10 年として計画目標を設定します。

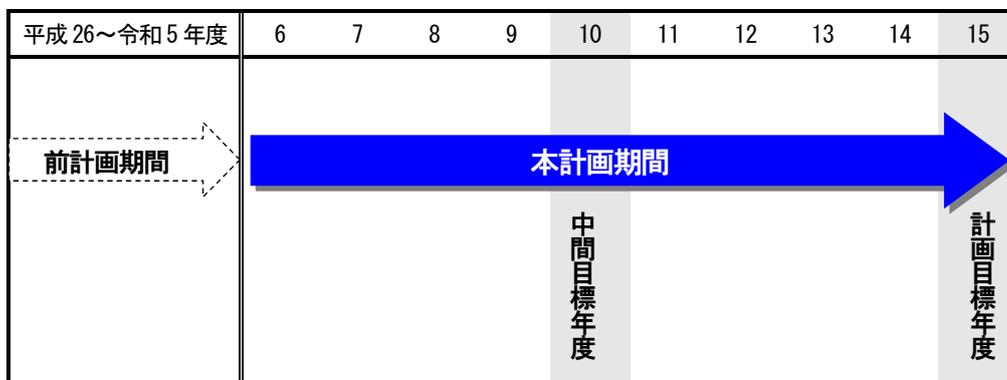


図 1 計画期間

1.3 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法などの国の法制度や岩手県の計画、町の条例、総合計画等の関連計画との整合を図りつつ、町の一般廃棄物処理に関する最上位計画として位置づけます。

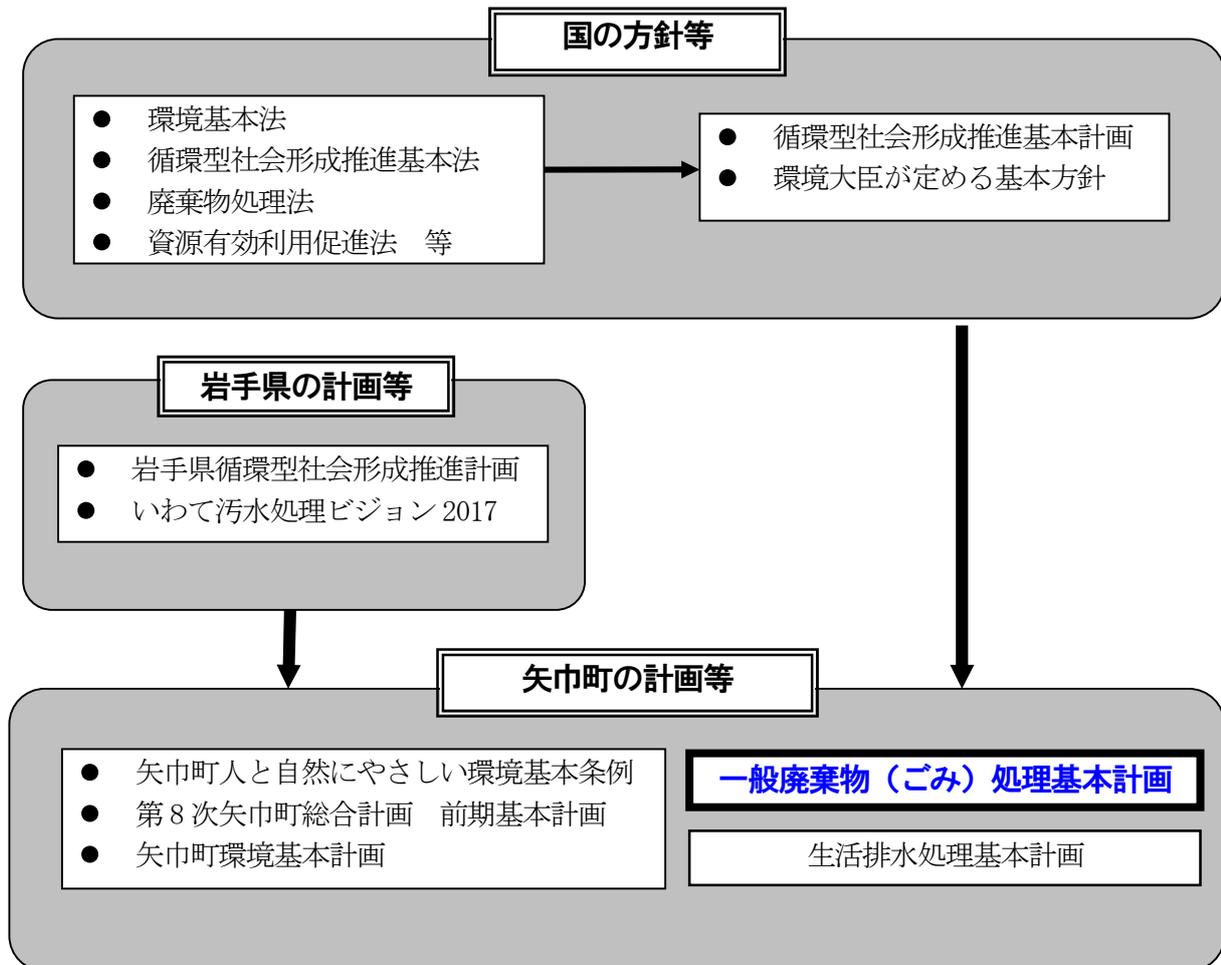


図 2 本計画の位置づけ

1.4 上位関連計画

1.4.1. 国の方針

① 第四次循環型社会形成推進基本計画

国は、環境の保全に関する基本理念を制定した環境基本法（平成5年法律第91号）に基づき、環境基本計画を策定しています。環境基本計画を基本とした循環型社会形成推進基本計画は、平成30年6月に第四次計画が策定されており、以下のような指標が定められています。

表1 第四次循環型社会推進基本計画による一般廃棄物の減量化に関する目標

指標	数値目標	目標年次
1人1日当たりのごみ排出量※1	約 850g/人/日	2025(令和7)年度
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量※2	約 440g/人/日	2025(令和7)年度
事業系ごみ排出量※3	約 1,100 万トン	2025(令和7)年度

注) ※1 1人1日当たりのごみ排出量 = ごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量） / 人口 / 365 日

※2 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 = 家庭系ごみ排出量（集団回収量、資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量） / 人口 / 365 日

※3 事業系ごみ排出量：事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差がみられることなどから、1事業所当たりではなく、事業系ごみの「総量」について指標とする。

② 廃棄物処理方針による基本方針

廃棄物処理法による基本方針は、令和5年に変更され、「廃棄物の適正な処理に関する目標」として以下の目標を定めています。

表2 廃棄物の適正な処理に関する目標

区分	令和7年度目標値
排出量※	【一般廃棄物】 平成24年度比約16%削減 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 440 グラム
	【産業廃棄物】 平成24年度に対し増加を約3%に抑制
最終処分量	【一般廃棄物】 平成24年度比約31%削減
	【産業廃棄物】 平成24年度比約24%削減

1.4.2. 岩手県の方針・計画

① 第三次岩手県循環型社会形成推進計画

岩手県では、廃棄物処理法に基づく第五次岩手県廃棄物処理計画並びに岩手県ごみ処理広域化計画として、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「第三次岩手県循環型社会形成推進計画」を策定しています。

(1) 計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間

(2) 目指す循環型地域社会の姿

基本目標

地域循環共生圏を3Rで支える持続可能ないわて

目指す姿の具体像

- ① ライフサイクル全体での徹底的な資源循環が行われている
- ② 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制が確立している
- ③ 廃棄物の適正処理が徹底されている

(3) 目標（令和7年度）

表3 岩手県の数値目標

指標	実績 (H30)	目標 (R7)
一般廃棄物（ごみ）の減量化等		
リサイクル率（％）	18.2	23.0
エコショップ岩手認定店等における店頭資源回収量（t）	1,475	2,200
県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量（g）	506	465
県民一人1日当たり事業系ごみ排出量（g）	295	271
最終処分量（t）	41.3千	35.8千
産業廃棄物		
産業廃棄物排出量（t）	2,683千	2,400千
再生利用率（％）	60.6	60.6
最終処分量（t）	99千	83千
自県内処理率（％）	94.1	97.5
廃棄物の不適正な処理の防止等		
適正処理率（％）	99.6 (令和元年度実績)	100

資料：岩手県公式WEB

(4) 施策

- ① モノのライフサイクル全体での徹底的な資源循環の推進
- ② 持続可能な廃棄物処理体制の確保
- ③ 廃棄物の適正処理の徹底

(5) ごみの広域的処理

広域ブロックの構成は、岩手県における地域特性として、人口、ごみ処理量、生活行動圏、運搬距離、広域行政事務組合の現状等を勘案し、6つのブロックに分けられています。

本町は、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、岩手町、葛巻町、紫波町と3市5町で構成され県央ブロックに位置します。



図 3 県央ブロックの構成市町

1.4.3. 矢巾町の計画

① 第8次矢巾町総合計画

本町では、令和9年度を目標年次とした「第8次矢巾町総合計画」前期基本計画を策定しています。

(1) 計画期間

令和6年度から令和9年度まで

(2) 施策

新しいごみ処理広域化の体制構築に向けた取り組みを関係市町と連携しながら進めます。
また負担金抑制のため、製品プラスチックを含めた分別品目の見直しの検討、3Rを柱としたごみの減量化及び資源化への取り組みを推進します。

(3) 施策の目標

家庭系ごみの減量化率（令和3年度を基準とした減量化率）

- ・ 現状値（令和5年度） 0.7% → 目標値（令和9年度） 5%

2 矢巾町の地域概要

2.1 町の位置と地域特性

本町は、岩手県都盛岡市の南隣、県のほぼ中央部に位置し、東には北上川が南北に流れ、西部には奥羽山脈へ連なる山裾の丘陵地が縦走しています。町の70%以上は傾斜の少ない標高200m以下の平坦地で形成されています。平坦地が多いことから、旧来より稲作地帯として水田による田園風景が形成され、農業基盤整備が行われています。

盛岡市への通勤圏であることから、住宅地を中心とした市街化整備が行われています。また、岩手県の流通業務の中心的拠点である岩手流通センターや下田地区工業団地、西部地区工業団地、ウエストヒルズ広宮沢などの整備により、企業の立地が進んできました。

矢幅駅周辺地区における土地区画整理事業や民間企業の宅地開発などによる都市的基盤整備事業の実施、岩手医科大学総合移転など、盛岡広域都市圏と一体となったまちづくりが進んでいます。

交通体系を見ると、一般国道4号、主要地方道盛岡和賀線等の主要幹線道路が南北に走り物流の動脈として機能しているほか、東は徳田橋、長徳橋を経て一般国道396号、456号に接続、西は南昌トンネル線を通り雫石町に短時間でアクセスできます。東北自動車道が本町を縦断し、矢巾サービスエリアにはスマートインターチェンジがあります。

鉄道は在来線である東北本線が通っており、東西自由通路整備とともに橋上化されたJR矢幅駅が玄関口となり、通勤通学の主要な交通手段として利用されています。



2.2 人口及び世帯数の推移

本町の人口及び世帯数は、令和2年国勢調査では28,056人、10,986世帯と県内市町村が減少する中で高い伸びを示しています。世帯構成人員は約3人となっています。

表4 人口と世帯の推移

各年10月1日現在(単位:世帯、人)

年次	世帯数	人口			世帯構成 人員	1km ² 当り	
		計	男	女		世帯数	人口
S40	2,559	13,395	6,403	6,992	5.23	38.3	197.6
S45	2,881	13,526	6,407	7,119	4.69	42.5	199.6
S50	3,473	15,008	7,165	7,843	4.32	51.2	221.4
S55	4,463	17,465	8,528	8,937	3.91	65.8	257.7
S60	4,784	18,714	9,058	9,656	3.91	70.6	276.1
H2	5,317	19,920	9,605	10,315	3.75	78.4	293.9
H7	6,288	21,919	10,549	11,370	3.49	93.5	325.8
H12	7,615	25,628	12,208	13,060	3.32	113.2	375.6
H17	8,380	27,085	12,943	14,142	3.23	124.6	402.6
H22	8,856	27,205	13,015	14,190	3.07	131.6	404.4
H27	9,902	27,678	13,155	14,523	2.80	147.1	411.1
R2	10,986	28,056	13,337	14,719	2.55	163.2	416.8

資料:総務省統計局「国勢調査報告」

2.3 産業の動向

産業別就業人口は、国勢調査（令和2年）によると、第1次産業1,033人、第2次産業2,245人、第3次産業10,924人で、第3次産業が全体の7割以上を占め、増加傾向も大きい状況となっています。

表 5 産業別人口の推移

年次	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
総数	9,673	10,040	10,601	12,061	13,787	14,222	13,701	13,922	14,202
第一次産業	計	2,920	2,856	2,358	2,015	1,721	1,556	1,237	1,033
	農業	2,861	2,806	2,327	1,995	1,708	1,550	1,245	1,014
	林業	59	46	30	19	12	5	12	10
	漁業	—	4	1	1	1	1	—	—
第二次産業	計	2,431	2,316	2,475	2,892	2,958	2,565	2,400	2,245
	鉱業	29	28	28	33	27	13	17	8
	建設業	981	744	869	1,120	1,280	1,170	992	1,046
	製造業	1,313	1,544	1,578	1,739	1,651	1,382	1,391	1,191
第三次産業	計	4,321	4,864	5,764	7,152	9,105	10,095	10,014	10,924
	卸小売業	1,947	2,144	2,454	2,811	3,601	3,306	2,991	2,785
	金融、保険、 不動産業	167	195	268	308	369	397	508	512
	運輸通信業	574	541	657	835	1,038	1,211	1,187	1,233
	電気ガス業	36	31	30	52	86	101	101	92
	サービス業	1,271	1,613	2,034	2,739	3,468	4,471	4,637	4,950
	公務	326	340	321	407	525	609	590	564
分類不能	1	4	4	2	3	6	30	54	42

資料：総務省統計局「国勢調査報告」

2.4 土地利用の状況

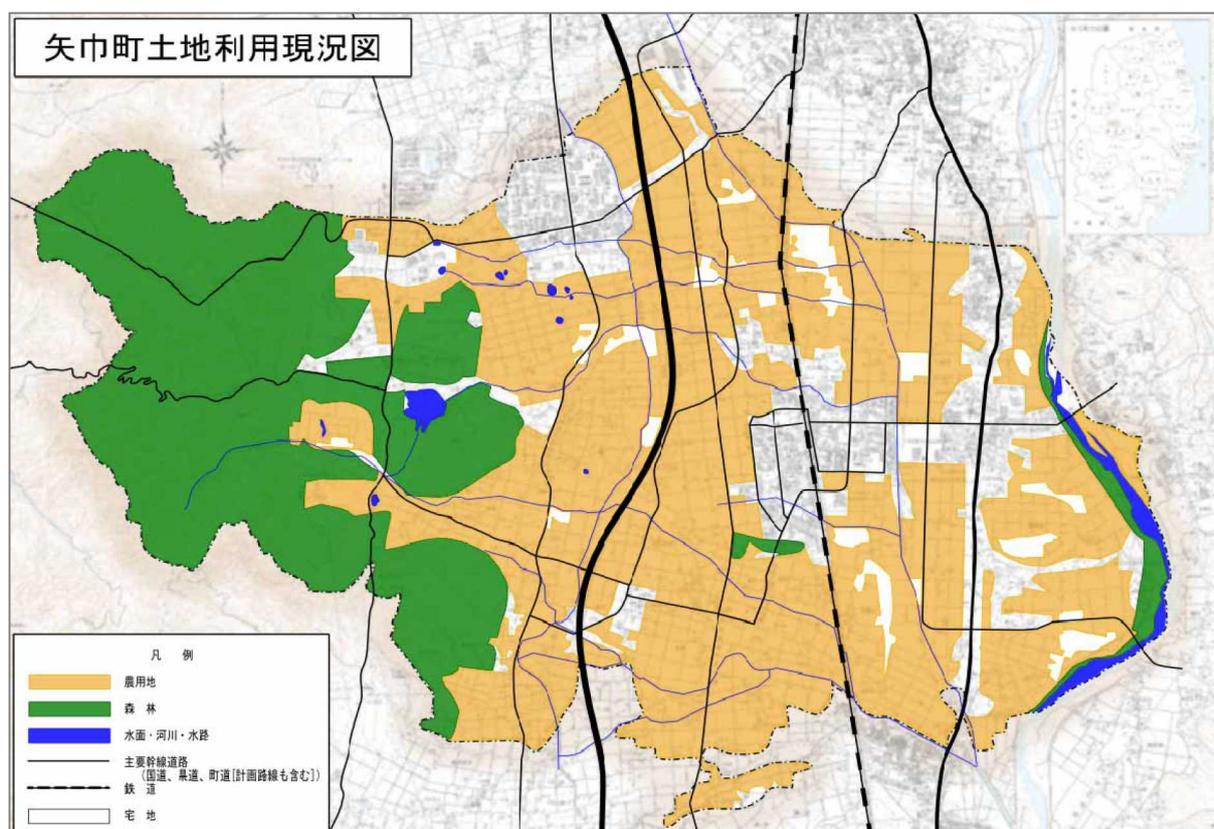
本町の土地利用の現況と、地目別面積の推移を示します。最も多い土地利用は、農用地となっています。

表 6 地目別面積

各年1月1日現在(単位:km²)

年次	総数	田	畑	宅地	山林	原野	その他
H 26	67.28	25.06	4.74	7.84	6.38	1.40	21.86
H 27	67.32	24.93	4.74	7.95	6.38	1.35	21.97
H 28	67.32	24.67	4.69	8.48	5.94	1.44	22.10
H 29	67.32	24.41	4.56	8.54	5.57	1.23	23.01
H 30	67.32	24.35	4.47	8.51	5.52	1.24	23.23
R 1	67.32	24.33	4.46	8.53	5.55	1.26	23.19
R 2	67.32	24.32	4.45	8.69	5.55	1.26	23.05
R 3	67.32	24.30	4.44	8.70	5.54	1.26	23.08
R 4	67.32	24.28	4.43	8.70	5.52	1.26	23.13
R 5	67.32	24.26	4.40	8.71	5.54	1.27	23.14

資料：税務課「固定資産概要調書報告書」



資料：「国土利用計画矢巾町計画（第3次）、平成22年3月」

図 4 土地利用現況図

第2章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の現状

1.1 ごみ処理の流れ

本町は、昭和43年2月に都南村（現在の盛岡市）、紫波町とともに「紫波郡環境施設組合」を設立し、平成4年4月には都南村が盛岡市と合併したため、「盛岡・紫波地区環境施設組合（以下「組合」という。）」に名称を変更し、ごみの収集運搬、中間処理、最終処分を共同で行っています。本町におけるごみ処理・処分フローを次ページの図5に、ごみ処理の現状の概要を以下に示します。

◆収集・運搬

・家庭系ごみ

各家庭で、1. 燃やせるごみ、2. 生ごみ、3. 飲料用紙容器、ダンボール以外の紙製容器包装、4. ペットボトル以外のプラスチック製容器包装、5. 空カン・空ビン、6. 古新聞、古雑誌、紙パック、ペットボトル、7. 段ボール、古着、8. 大型・不燃ごみ、9. 有害・危険ごみ及び乾電池の9分類（16種類）に分別して排出し、組合が収集しています。

・事業系ごみ

直接搬入または許可業者により、組合の中間処理施設へ搬入されています。

・特別管理一般廃棄物

排出者の責任により適正に収集、処理されています。

◆中間処理

組合の中間処理施設で焼却処理、堆肥化、選別処理等を行っています。

・ごみ焼却施設

平成14年12月竣工、処理能力：160t/日（80t/日×2炉）

・高速堆肥化施設（リサイクルコンポストセンター）

平成5年3月竣工、処理能力：20t/日

・不燃物処理資源化設備

平成2年3月竣工、処理能力：20t/日

・容器包装リサイクル推進施設

処理能力：30t/日

・その他

大形・不燃ごみは、手選別・解体し、金属等の有価物を回収しています。

◆最終処分

中間処理施設から発生する残渣類を組合の最終処分場で埋立処分しています。

・最終処分場

平成9年4月供用開始、埋立面積：11,200m²、埋立容積：69,190m³

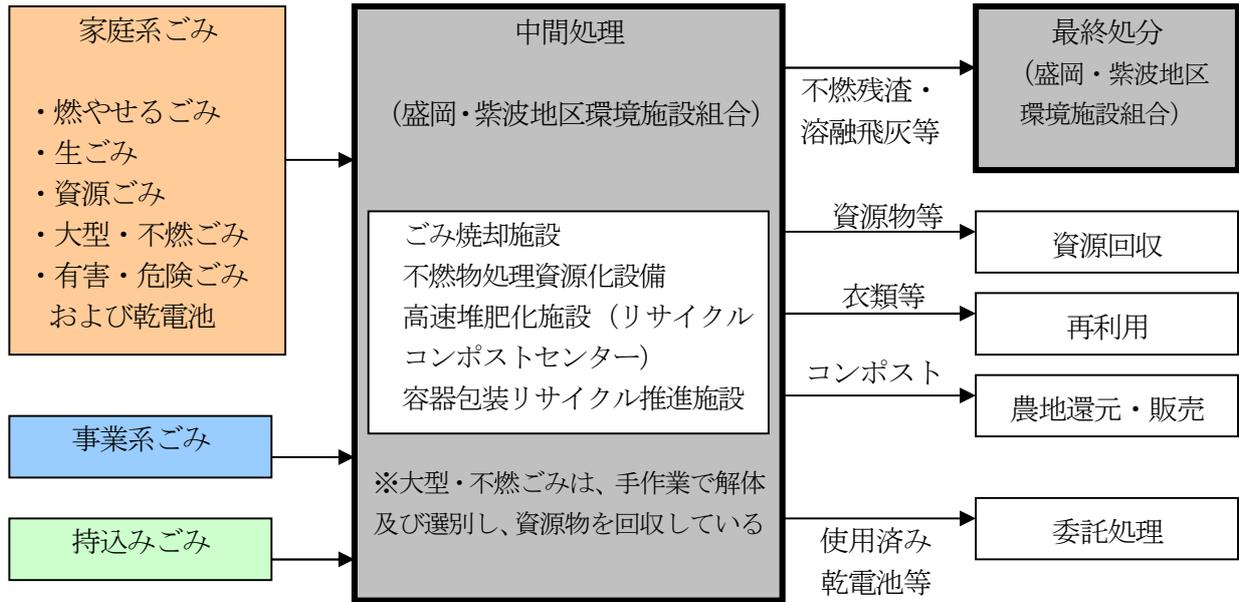


図 5 ごみ処理・処分フロー

1.2 施設概要

1.2.1. ごみ焼却施設

燃やせるごみ及び選別後の可燃物は、組合の焼却施設において焼却処理を行っています。平成14年12月から稼動を開始した高温ガス化直接溶融システムにより、ごみを直接溶融し、発生したスラグ及びメタルの資源化を図っています。

表 7 ごみ焼却施設の概要

施設名称	ごみ焼却施設	
施設所管	盛岡・紫波地区環境施設組合	
所在地	岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第12地割168番地	
建設年	平成12年10月～平成14年12月	
処理能力	160t/日 (80t/日×2炉)	
建築面積	3,400m ²	
処理対象	可燃ごみ、中間処理施設からの可燃残渣等	
設備内容	燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラー (発電) 方式+排ガス調温装置方式
	排ガス処理設備	ろ過式集じん装置 (バグフィルタ)、活性炭吹込み装置 乾式有害ガス除去装置 (消石灰・活性炭噴霧) 触媒反応装置
	余熱利用設備	場内プラント関係余熱利用 (蒸気タービン発電) 場内建築設備関係余熱利用 (冷暖房・温水供給) 場外余熱利用 (場外余熱利用施設への供給)
	排水処理設備	プラント排水は汚水処理後再利用 (無放流) 生活排水は合併浄化槽処理後プラント排水処理

資料：「一般廃棄物処理基本計画 (矢巾町、平成26年3月)」

1.2.2. 不燃物処理資源化設備

資源ごみは、組合の不燃物処理資源化設備で資源、可燃物、残渣に選別処理を行っています。

選別された空カン・空ビンは、資源回収業者へ引き渡しています。選別した可燃物は焼却処理、不燃物残渣は埋立処分を行っています。

表 8 不燃物処理資源化設備の概要

施設名称	不燃物処理資源化設備	
施設所管	盛岡・紫波地区環境施設組合	
所在地	岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第 12 地割 168 番地 2	
建設年度	昭和 63 年 11 月～平成 2 年 3 月	
処理能力	20t/日	
処理対象	資源ごみ (缶類、ビン類等)	
設備内容	受入供給設備	天井走行ホイス (不燃物搬入コンテナ用) 受入コンベア (エプロンコンベア) 可燃物集合コンベア、リターナブルビンコンベア
	選別設備	磁選機 (吊下型電磁式) 手選別コンベア 金属プレス機 (鉄、アルミ、1.0t/h)
	貯留設備	カレットピット、残渣バンカ、可燃物ホッパ

資料：「一般廃棄物処理基本計画 (矢巾町、平成 26 年 3 月)」

1.2.3. 容器包装リサイクル推進施設

飲料用紙容器及びダンボール以外の紙製容器包装、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装は、組合の容器包装リサイクル推進施設で、破袋・選別・圧縮した後、梱包処理を行っています。

表 9 容器包装リサイクル推進施設の概要

施設名称	容器包装リサイクル推進施設	
施設所管	盛岡・紫波地区環境施設組合	
所在地	岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第 12 地割 168 番地 2	
竣工	平成 22 年 7 月	
処理能力	30t/日 (5h)	
処理対象	①飲料用紙容器、ダンボール以外の紙製容器包装 ②ペットボトル以外のプラスチック製容器包装	
設備内容	受入供給設備	その他紙受入ヤード、その他プラスチック受入ヤード、その他紙用供給コンベヤ、その他プラスチック用供給コンベヤ、その他紙用破袋機、その他プラスチック用破袋機
	選別設備	その他紙用手選別コンベヤ、その他プラスチック用手選別コンベヤ
	再生設備	その他紙用圧縮梱包機、その他プラスチック用圧縮梱包機
	貯留・搬出設備	その他紙用残渣貯留バンカ、その他プラスチック用残渣貯留バンカ
	集じん設備	集じん装置、脱臭用集じん装置

資料：施設組合パンフレット

1.2.4. 最終処分場

中間処理施設から発生する残渣は組合の管理型最終処分場で埋立処分しています。処分から発生する浸出水は生物化学的及び物理化学的処理を行い、計画的かつ衛生的に処理することで生活環境及び公共用水域の水質保全を図っています。

表 10 最終処分場の概要

施設名称	一般廃棄物最終処分場
施設所管	盛岡・紫波地区環境施設組合
所在地	岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第 14 地割 39 番地 3
埋立面積等	総面積：15,619m ² 埋立面積：11,200m ²
埋立容量	69,190m ³
処理対象物	焼却残渣、燃えがら、不燃残渣
竣工	平成 9 年 3 月
埋立期間	15 年間
埋立工法	サンドイッチ方式
埋立方式	準好気性埋立
遮水工	遮水鋼矢板工、法面モルタル吹付工、遮水シート工、遮水シート保護工
浸出水処理施設	施設規模：30m ³ /日 処理方式：凝集沈殿（Ca 除去）＋回転円板生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過＋消毒
排水処理設備	浸出水集配水管、地下水集排水管、集水ピット設置

資料：「一般廃棄物処理基本計画（矢巾町、平成 26 年 3 月）」

1.2.5. 高速堆肥化施設

生ごみは、組合の高速堆肥化施設において堆肥化を行い、製造した堆肥は「田園有機」として農家等に販売しています。

表 11 高速堆肥化施設の概要

施設名称	リサイクルコンポストセンター	
施設所管	盛岡・紫波地区環境施設組合	
所在地	岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第 12 地割 168 番地 2	
建設年度	平成 4 年 9 月～平成 5 年 3 月	
処理能力	20t/日	
延床面積	2,665m ²	
処理対象	生ごみ	
設備内容	発酵設備	発酵槽（横型（箱型）送風攪拌式） 攪拌機（自動走行スクープ式攪拌機）
	後処理設備	篩分装置、磁選機
	貯留設備	製品袋詰装置
	脱臭設備	脱臭装置（樹皮及び活性炭吸着）

資料：「一般廃棄物処理基本計画（矢巾町、平成 26 年 3 月）」

1.3 収集運搬

家庭系ごみの収集については、ごみ集積所ごとの収集方式としてすべて組合が収集・運搬を行っています。

事業系ごみの収集については、直接搬入もしくは許可業者による運搬を原則としています。

1.4 分別区分と排出方法

本町のごみと資源ごみの分別区分や収集回数・出し方を表 12 に示します。燃やせるごみ、不燃ごみは黄色い指定ごみ専用袋、資源ごみは緑の指定ごみ専用袋に、自治会名を記入して、ごみ集積所に出す方式です。市街地で行っている生ごみ収集は、各集積所に設置しているポリバケツに生ごみを出す方式です。

平成 22 年 8 月から、アイスクリームの容器などの飲料用紙容器及びダンボール以外の紙製容器包装、豆腐パックなどのペットボトル以外のプラスチック製容器包装の回収が全町で始まっています。

表 12 ごみと資源ごみの分別区分、出し方、収集日

分別区分		収集回数	ごみの内容と出し方
燃やせるごみ		週 2 回	<ul style="list-style-type: none"> ・紙くず、紙おむつなど ・木くず ・靴、カバン類 ・卵殻、貝殻、出汁骨 ・オモチャ類(金属製は除く) ・布団、毛布類
生ごみ		週 2 回	<ul style="list-style-type: none"> ・調理くず、肉、野菜
資源ごみ	プラスチック製容器包装	週 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・豆腐パックなど ・プリン、ゼリーの容器など
	紙製容器包装	月 2 回	<ul style="list-style-type: none"> ・アイスクリーム、ヨーグルトの容器など ・酒等のパックなど
	古新聞、古雑誌、紙パック、ペットボトル	月 2~3 回 (毎月 1、3、5 週に 1 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞類 ・雑誌類 ・紙パック ・ペットボトル
	空カン・空ビン	月 2 回 (毎月 2、4 週に 1 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・空カン ・空ビン
	段ボール、古着	月 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・段ボール ・古着
大形・不燃ごみ		月 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ストーブ、 ・ガスコンロ、 ・オモチャ類 (金属製) ・電子レンジ ・カーペットなど ・鍋、フライパン類 ・自転車 ・スキー用品 ・われもの ・家具類
有害・危険ごみおよび乾電池		月 2 回	<ul style="list-style-type: none"> ・蛍光灯 ・電球
		随時	<ul style="list-style-type: none"> ・カミソリ ・体温計 ・乾電池 ・ライター

資料：「資源とごみの分け方・出し方分別辞典（矢巾町版）」

1.5 ごみ処理経費及び手数料

本町では、有料での収集は行っていません。組合の清掃センターへ直接ごみを持ち込む場合は、以下の受入体制をとっています。

事業所からのごみは、許可業者へ依頼するか、直接の持ち込みになります。

引き取りごみは、引き取り手数料 2,100 円とごみ処理手数料を合わせた費用で、回収しています。

なお、ごみ処理手数料は、令和4年4月1日より、表 13 のとおりとなっています。

表 13 直接搬入ごみの受入体制

項目	内容	
受入日	月曜日～土曜日（祝日を含む） （ただし、12月31日～1月3日を除く）	
受入時間	午前8時30分～10時00分 午後1時00分～3時00分（3時00分搬入完了のこと）	
搬入できる ごみの種類	家庭系ごみ	燃やせるごみ、生ごみ、資源ごみ、大形・不燃ごみ、有害・危険ごみ及び乾電池、直接搬入ごみ
	事業系ごみ	燃やせるごみ、生ごみ、資源ごみ（令和5年4月1日から事業系古紙類を搬入規制）
	令和4年4月1日より	犬、猫等の死体の処分 1頭につき2,100円 一般廃棄物（生ごみを除く）の処分 105円/10kg 生ごみ 30円/10kg スプリング入りマットレス及びソファー 1,320円/10kg 引き取りごみ 上記の手数料+1回の引取りにつき2,100円
	手数料は、2回計量後計量棟にて支払う。ごみは2回計量を行う。 1回目：ごみを積んだ状態で車両の計量 2回目：ごみを降ろした状態で車両の計量	
注意事項	清掃センターへ搬入できるごみは、盛岡市（旧都南村）、紫波町、矢巾町から発生したごみに限る。	

資料：盛岡・紫波地区環境施設組合ホームページ

1.6 排出抑制・資源化の取り組み

1.6.1 啓発・広報

本町では「ごみ収集カレンダー」を全戸に配布し、ごみの分別や排出方法、収集日等をわかりやすく提示しています。また、町の公式ホームページでもごみの出し方について広報しています。

また、令和6年2月から住民総合ポータルアプリ「やはナビ！」に、ごみ収集カレンダー表示・通知機能、ごみ分別画像で判別する機能を追加しました。

令和5年度 ごみ収集カレンダー(矢巾町版) 矢巾 A1-1

ごみ出し 3段階を守りましょう

①決められた収集日の朝8時まで
②決められた場所
③決められたもの(分別を守って)を出しましょう
指定袋に入れて出してください。

【注意】
事業所から出るごみは地域の集積場に出せません。
詳しくは事業所向けごみ分別案内をご覧ください。

収集日は、資源とごみの種類の色で表示してくだい。色がついていない日は収集がありません。

生ごみ 毎週水・土曜日
残飯・野菜くず・肉・鶏ガラ
生ごみはバケツに詰め
日割有蓋150円(15kg入)販売中

リサイクルマークを確認! 毎週水曜日
豆類パック、プリン・ヨーグルト類など
お菓子の袋、弁当容器など
アイス・クリーム類
アルミの詰った箱・パックなど
紙パック 新聞紙 段ボール
ペットボトル
中をすすぐ

大形不燃ゴミ 毎月第1月曜日
ストーブ スキー用具 自転車
カーペット 畳 破れたもの
薪・薪割機 電子レンジ
総て包み 紐は留め
燃やせるごみ入れ

燃やせるごみ・金曜日
燃やせるごみは2〜3袋に分けて出す
燃やせるごみ入れ
燃やせるごみ入れ
燃やせるごみ入れ

【問い合わせ先】 環境・資源地区環境調整センター TEL019-697-3835
住所 矢巾町大字西出津12地割116番地2
http://makakyu-watajv.jp

図 6 ごみ収集カレンダーの例 令和5年度版

1.6.2. 分別区分の変更

本町では、昭和54年から町内一部地区の生ごみの収集・資源化に先進的に取り組むとともに、平成22年4月から、家庭からのごみは、指定ごみ専用袋制となりました。さらに8月には、全町にて、飲料用紙容器及びダンボール以外の紙製容器包装、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装の指定ごみ専用袋による収集を導入しました。

● 家庭ごみの指定袋制 ●

4月1日からごみ集積所に出す家庭ごみの指定袋「矢巾町指定ごみ専用袋」を導入します。導入する袋は燃やせるごみ・不燃ごみと資源ごみ用の2種類です。指定袋はスーパーやホームセンターなどの小売店で購入していただくようお願いいたします。制度の導入によって、分別マーナとごみ減量化意識の浸透を図り、効率的な収集体制を確立します。

指定ごみ専用袋を使用するごみ

燃やせるごみ

黄色

●おむつなどの汚物を入れる場合は、レジ袋などで包んでから指定ごみ専用袋に入れてください。



不燃ごみ

黄色

●せとものくず、ガラス製品の壊れたものは、袋が破けないように紙等で包んでから指定ごみ専用袋に入れてください。(袋の品目欄の下に内容物を記入)



資源ごみ①

緑色

紙パック 空缶 空ビン ペットボトル 古靴

●それぞれ、品目ごとに指定ごみ専用袋を分けてください。

●指定ごみ専用袋を使わない資源回収やスーパーの店頭回収に出すようにしましょう。



資源ごみ②

緑色

8月から収集開始！(一部先行実施地区を除く)

●汚れの取れないその他プラスチックは、燃やせるごみで出してください。

●その他紙の包装紙や箱類は資源回収に出すようにしましょう。



● 指定ごみ専用袋の出し方例 ●



大(45リットル) 小(25リットル)



大(45リットル) 小(25リットル)

注意事項

※品目のチェックは1箇所となります。

※油性マジック等ではっきりと記入してください。

※在宅医療用のごみを出すときは、透明袋で包んでから黄色の指定ごみ専用袋に入れて品目欄の下に「医療ごみ」と記入し出してください。

※自治会名は必ず記入してください。

※ごみ集積所に出すときは、袋の口をしっかりと結んでください。

ごみ専用袋 Q&A

Q. ごみの有料化なの？

A. ごみの有料化とは、袋の料金にごみ処理手数料の一部を上乗せするものです。指定ごみ専用袋は、袋の製造・販売にかかる費用のみで、ごみ減量化対策の一つとして行います。

Q. レジ袋は使えないの？

A. レジ袋にごみを入れてそのまま出すことは出来ません。資源には「マイ(リ)ック」を持参して、レジ袋削減による地球温暖化防止の行動を皆さんと一緒にお願いします。

Q. 自治会名はどうして書くの？

A. ごみ集積所は、自治会(コミュニティ)の機能となっています。住民の皆さん一人ひとりがお住まいの地区の自治会住民として、ごみを出すことへの責任や意識を高め、ごみ集積場のマナーを向上するためです。

Q. 庭の枝木も指定ごみ専用袋なの？

A. 落ち葉や細かい枝の類は、指定ごみ専用袋に入れて出してください。幹の太い部分については袋に入れず、長さ50センチ以内まとめてしっかりと結んでください。

Q. 指定ごみ専用袋以外の袋でごみ集積所に出したごみは収集しないの？

A. 指定袋制徹底のため、収集しません。必ず指定ごみ専用袋に入れて出してください。誤—された袋を使用することによって、町全体のごみ排出抑制の意識を高めず。

資料：矢巾町公式ホームページ

図 7 ごみの出し方 平成22年度版

17

1.6.3. 地域の集団資源回収

地域のコミュニティ活動の一環としても重要な位置づけにある自治会や子ども会などの資源回収活動については、回収を行う資源ごみ回収団体に奨励補助金を交付することにより、回収運動を促進するとともに、自治会ごとに参加する「資源回収コンクール」（矢巾町ごみ減量推進員協議会主催）を行い、それぞれの地域での取り組みを支援しています。

矢巾町集団資源回収事業奨励補助金交付要綱の概要を表 14 に示し、集団資源回収の実施状況を表 15 に示します。

表 14 矢巾町集団資源回収事業奨励補助金交付要綱の概要

施行	平成 7 年 4 月 1 日	
目的	再利用できる資源（以下「リサイクル資源」という）の有効利用に向けた意識の高揚及びごみ減量化を推進する。	
交付対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・町内から発生するリサイクル資源を集団で回収する団体であること。 ・集団資源回収を自ら実施し、資源回収業者に直接搬入又は業者の出張引取りにより有償売却もしくは無料等で引取りを行うものであること。 ・再生資源を用いた製品の使用に努めるとともに、その他資源の再利用実践運動を積極的に実施すること。 	
補助金額	回数割額	集団資源回収 1 回につき 1,000 円とする。（12,000 円を限度）
	実績割額	資源回収業者に売却又は引き渡したリサイクル資源 1kg につき 3 円を乗じた金額とする。（びん類は 2 円/本）

資料：「一般廃棄物処理基本計画（矢巾町、平成 26 年 3 月）」

表 15 集団資源回収の実施状況

資源物の区分			平成 24 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
回収量	びん類	kg	22,635	11,548	8,848	5,590	3,922
	金属	kg	40,574	41,060	40,904	37,807	31,323
	古紙	kg	558,228	505,585	438,073	425,359	336,913
	古着	Kg	7,363	5,290	150	0	0
	ペットボトル	kg	8,843	10,414	9,522	9,516	8,246
	合計	kg	637,643	573,897	497,497	478,281	380,404
補助金額		円	2,188,800	2,000,900	1,755,400	1,704,500	1,418,200
実施回数		回	281	279	291	289	254

資料：「集団資源回収調書」（矢巾町）

1.6.4. 生ごみの堆肥化への助成

生ごみの減量化を推進するため、平成13年度から生ごみ処理容器及び処理機の購入に対し、補助金の交付を行っており、今後も継続して行う予定です。矢巾町生ごみ処理容器及び処理機購入費補助金交付要綱の概要を表16に示します。

表16 矢巾町生ごみ処理容器及び処理機購入費補助金交付要綱の概要

施行	平成13年4月1日	
目的	生ごみの減量と堆肥化による有効利用を促進する。	
交付対象者	本町に住所を有している者。	
補助対象経費	生ごみ処理容器あるいは電動又は手動生ごみ処理機の購入費。ただし、1世帯3容器あるいは1処理機までとする。	
補助対象経費	生ごみ処理容器	購入費の10分の5（上限3,000円）
	電動又は手動生ごみ処理機	購入費の10分の5（上限20,000円）

資料：「一般廃棄物処理基本計画（矢巾町、平成26年3月）」

1.6.5. 矢巾町ごみ減量推進員制度

ごみの資源化、再生利用等によるごみ減量化を推進するとともに、ごみ処理活動を円滑に行うために、ごみ減量推進員を各コミュニティ組織に置いています。ごみ減量推進員は、町及び組合との連携により「青空教室」の開催調整を行い、ごみの排出及び分別に関する方法等について、周知徹底を行っています。

矢巾町ごみ減量推進員設置要綱の概要を表17に示します。

表17 矢巾町ごみ減量推進員設置要綱の概要

施行	平成9年4月1日
配置人数	各コミュニティ組織に1人
委嘱	推進員は、ごみ処理に理解のある者のうちから当該コミュニティ組織が推薦した者を町長が委嘱する。
職務	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化活動の推進に関すること ・ごみの資源化及び再生利用等の推進に関すること ・ごみ処理方法の指導に関すること ・ごみ処理に関する連絡及び周知に関すること ・その他生活環境の清潔の保持に係る活動に関すること
任期	2年（再選可） 欠員により委嘱された場合は、前任者の残任期間とする。
手当	予算で定めた額とする。

資料：「一般廃棄物処理基本計画（矢巾町、平成26年3月）」

1.6.6. 地域内清掃・美化活動

きれいな町を町民みんなでもるために、「町をみんなできれいにする運動」を年2回（春、秋）町内全域で毎年実施しています。また、NPOやボランティアが主体となって、町内を流れる北上川の河川敷の清掃活動を年に2回（春、秋）行っています。

1.6.7. 盛岡・紫波地区環境施設組合における取り組み

組合では、「環境まつり」を開催しており、施設見学ツアーや田園有機の特別販売等を行っています。

令和5年9月に行われた「清掃センター3R体験ツアー」では、環境やSDGsへの取り組みを紹介する企業の出展や社会福祉法人盛岡市民福祉バンクバザーなども行われ、377名の方々にご来場いただきました。

他にも、小学生の社会科見学の受入や、学校の副読本製作の協力など、ごみ処理に対する理解を深めてもらう取り組みを行っています。

盛岡・紫波地区環境施設組合
清掃センター3R体験ツアー
福祉バンク祭 in 矢巾
 大放送!! 1日限りのお楽しみセール!!

きもの、衣類、古本、CD、食器、花瓶、ぬいぐるみ、バッグ等を大放送!!
 ●衣類…婦人・紳士・子ども衣料など、新品・未使用品も多数ご用意!!
 ●古本…税込110円 ●ぬいぐるみ…税込55円から

中学生以下
 カン蹴飛ばし大会
 リサイクル前のカンを蹴って
 飛距離によって賞品獲得!

無料!小学生以下
 マイエコバック作り
 マイ巾着作り

環境について考えよう!
 大事に使おう!何度も使おう!
 リサイクルのため分別しよう!

スタンプラリーで生ごみ
 減量乾燥機やマイバック
 等の豪華景品が当たる!

9 / 30 [土]
10:00~15:00

環境やSDGsに関する
 日々の取組を紹介する企
 業の展示もあります!

詳細はWEBサイトから<http://mskankyo-iwate.jp>

当日のプログラム	田園有機特別販売
ごみ分別がよくわかる施設見学ツアー 集合場所は総合受付まで! ①10:15~②11:00~③12:00~ ④13:00~⑤13:45~	(家庭菜園に適した堆肥) 通常価格350円/袋を 280円/袋 で販売!

盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター
 住所: 紫波郡矢巾町大字西徳田第12地割168番地2
 電話: 019-697-3835

主催/盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター
 環境まつり実行委員会
 共催/社会福祉法人盛岡市民福祉バンク

図8 「清掃センター3R体験ツアー」のチラシ

1.6.8. 再生利用の取り組み

再生利用の取り組みとして、令和4年度から社会福祉法人盛岡市民福祉バンクとの「環福連携事業」として矢巾町リユース品回収ひろばを開催しています。回収した品物は、町内で同団体が開催するバザーにも出品されています。

1.6.9. 事業系ごみに対する取り組み

事業所に対する取り組みについては、町の商工会と連携し、事業所へ情報提供・指導を行っているほか、流通センターの卸組合に対してチラシの配布を行っています。令和5年4月1日から、事業系古紙類の清掃センターへの搬入規制を実施しており、資源回収業者への直接搬入を促しています。また、事業系の生ごみについては、組合にて資源化しています。

1.6.10. 法人等と連携した拠点回収の取り組み

ごみの資源化を推進するため、法人等と連携し、役場などの公共施設での拠点回収事業に取り組んでいます。また、令和3年7月に町民センター内に家庭向けの無人資源ごみ回収施設「リサイクルモア」がオープンしました。

回収した資源物は、各法人等が独自にリサイクル及びリユースを行うことで、清掃センターでの処理コスト削減に資するものです。

表 18 拠点回収品目及び回収量

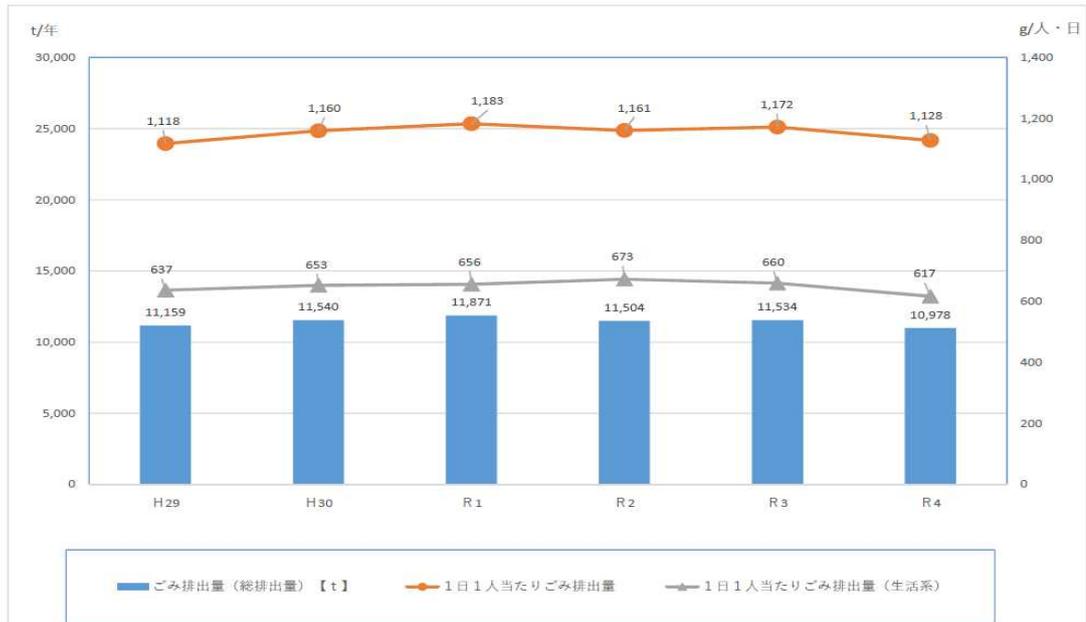
品目	業者名	R1	R2	R3	R4
割りばし (kg)	北上ハイテクペーパー(株)	5.6	87.45	58.8	57.5
古着 (kg)	(福)盛岡市民福祉バンク	529	7,810.5	7,638.5	5,024.0
残渣 (kg)		5.2	1,086.0	841	295.5
古布 (kg)	(福)新生会	126.5	915.3	831.9	1,547.0
残渣 (kg)		11.8	106.7	99.4	436.9
歯ブラシ (kg)	ライオン(株)、テラサイクルジャパン(合)		17	33.63	31.07
スポンジ (kg)	テラサイクルジャパン(合)		3.6	7.8	4.5
リターナブル瓶 (kg)	(株)カマイシリサイクルサービス			334.8	910.5
使用済みコンタクトレンズ 空ケース (kg)	HOYA(株)アイケアカンパニー				34.6
小型家電 (kg)	リネットジャパンリサイクル(株)				527.8
廃食用油 (ℓ)	(株)大曲油脂		180	580	550
合 計 (ト ン)		0.64	7.82	8.55	7.95

1.7 ごみ量実績

1.7.1. ごみ排出量の推移

年間のごみ総排出量（左軸）と1人1日当たりのごみ排出量（右軸）を示します(図 10)。年間のごみ総排出量、1人1日当たりのごみ排出量ともにコロナウイルス感染症の影響でライフスタイルの変化による増加傾向が見られましたが、令和3年度から減少傾向にあります。

ごみの種別にみると(図 11)、持ち込みごみは増加を続けていましたが、令和2年度に減少してからは横ばいとなっていますが、収集の燃やせるごみが増加傾向にあります。これは令和3年度から清掃センターの持ち込みごみ搬入予約制が開始されたものと考えられます。



※ごみ排出量は、資源ごみ、集団資源回収を含む。

図 10 ごみ排出量の推移

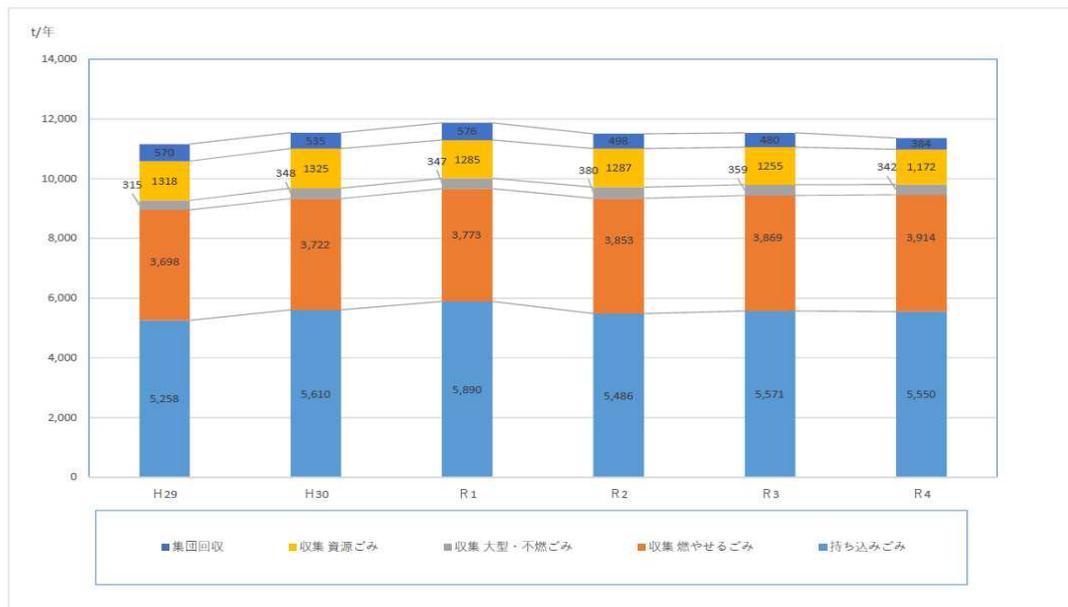


図 11 ごみ排出量の推移（収集/持込の内訳）

1.7.2. 家庭系ごみ、事業系ごみ、集団資源回収の内訳

家庭系ごみと事業系ごみの内訳と人口の推移を示します(図 12)。人口は住民基本台帳(各年度 10 月 1 日時点の実績)を基に作成しており、外国人人口を含んでいます。事業系ごみが総排出量の半分近くを占めており、高い割合となっています。人口については、減少傾向にあります。集団回収についても、コロナ禍で取り組みが停滞したことから減少傾向にあります。



図 12 家庭系ごみと事業系ごみの内訳と人口の推移

1.7.3. 1人1日当たり収集ごみの推移

1人1日当たり収集ごみの推移を示します(図 13)。新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化及び清掃センターへのごみ搬入予約制の開始により、収集ごみの1人1日当たりの排出量は増加傾向にあります。資源ごみが令和3年度以降減少傾向にあります。リサイクルモアや店頭回収など資源回収の選択肢が増えたことが要因と考えられます。

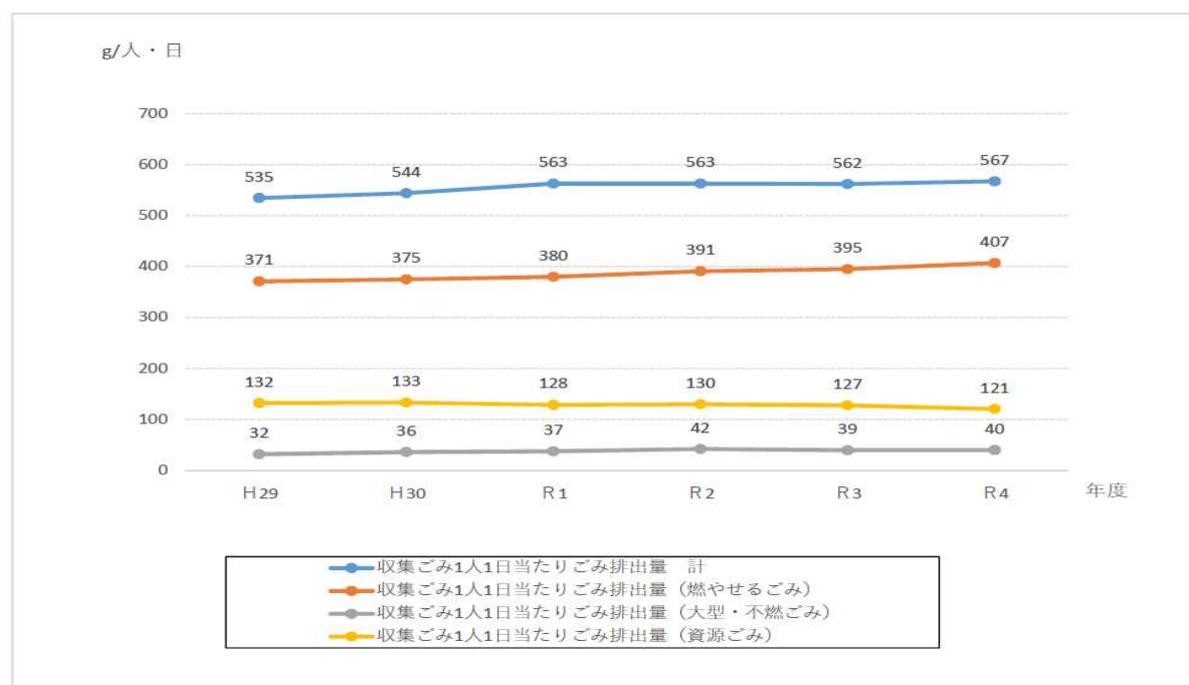


図 13 1人1日当たり収集ごみの推移

1.7.4. 収集資源ごみの推移（内訳）

収集された資源ごみの種類ごとの排出量の推移を、図 14 に示します。資源ごみの内訳ごとにみると、生ごみが資源ごみの半分以上を占めていますが、その量はやや減少傾向にあります。その他資源ごみが令和 3 年度から減少傾向にあります。リサイクルモアの運用開始によるものと推察されます。

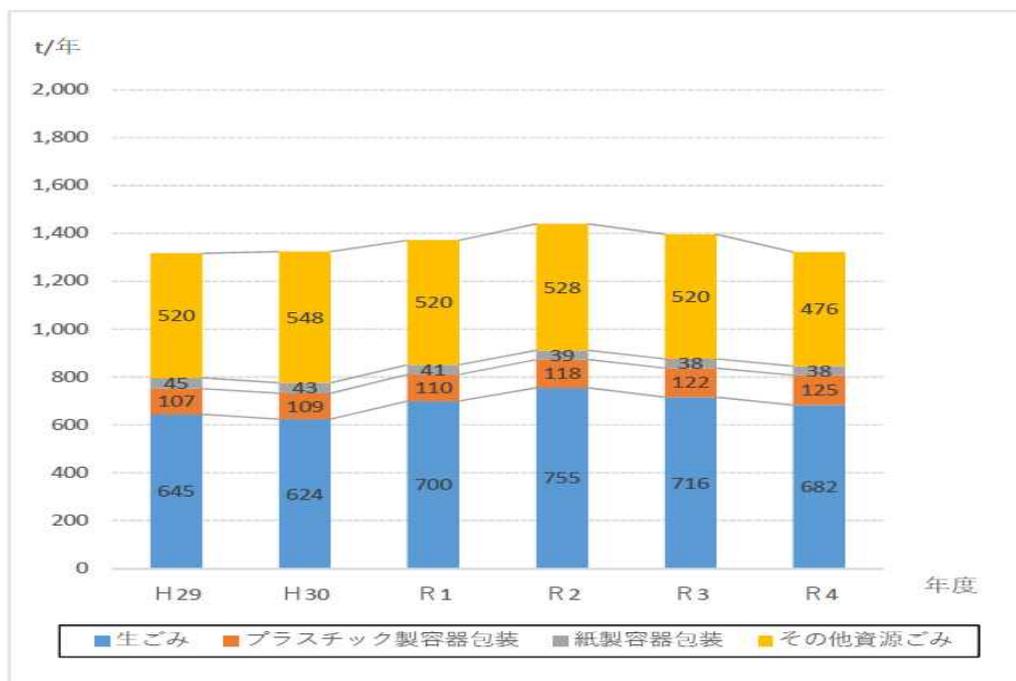
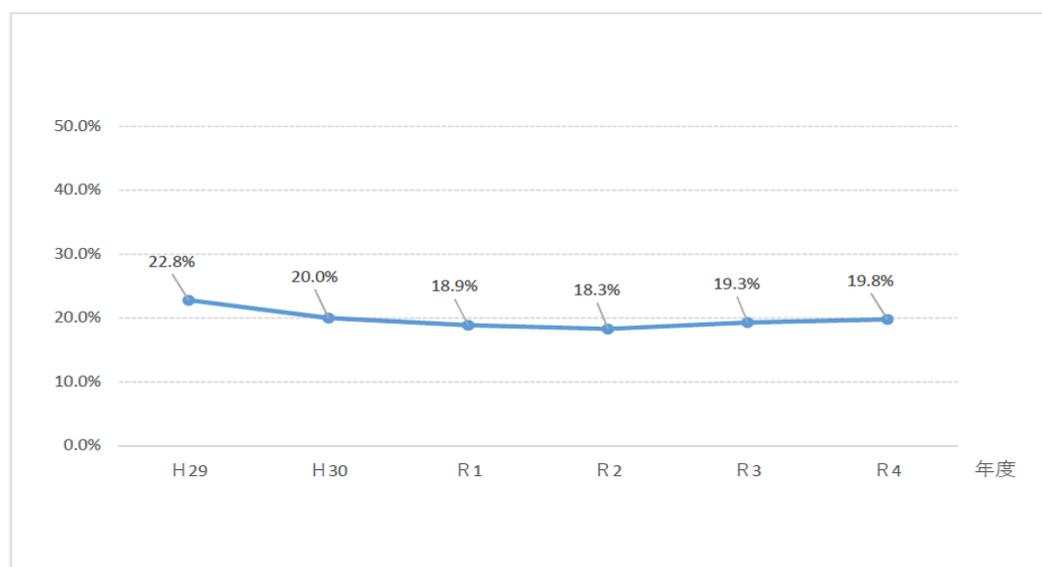


図 14 収集資源ごみ排出量の推移（内訳）

1.7.5. 資源化率の推移

資源化率の推移を、図 15 に示します。平成 29 年度以降、資源化率はほぼ横ばいとなっています。



【算出式】

$$\text{資源化率} = (\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}) / (\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量}) \times 100$$

図 15 資源化率の推移

1.7.6. 最終処分量の推移

最終処分量の推移を図 16 に示します。令和 3 年度までは横ばい傾向にありましたが、令和 4 年度は減少しています。



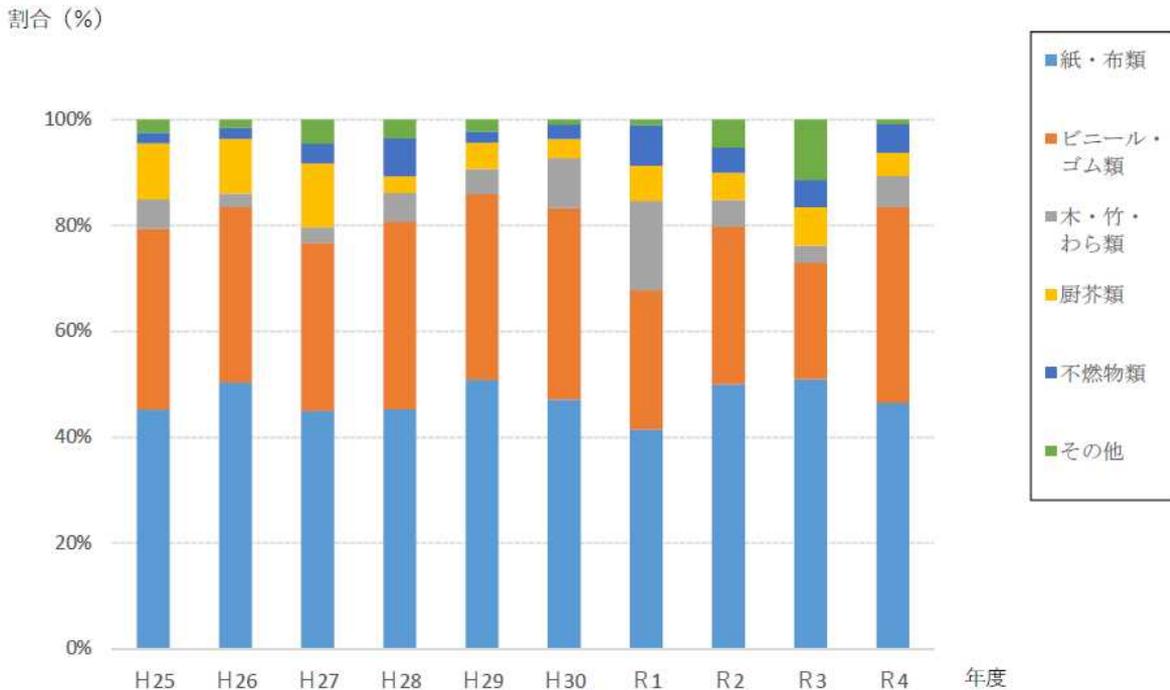
図 16 最終処分量の推移

1.8 ごみの組成分析

本町で収集した燃やせるごみは、組合にて年 4 回、その組成（内訳）調査をしています。

平成 25 年度から令和 4 年度までの組合の全構成市町の燃やせるごみの組成分析結果を図 17 に示します。

これは、家庭系の燃やせるごみの内訳で、紙類、生ごみなどの本来資源として出されるべきものも含まれます。



資料：盛岡・紫波地区環境施設組合

図 17 燃やせるごみの組成

2 ごみ処理の課題

2.1.1. 岩手県、国の方針との比較

岩手県と国の方針に基づく目標指標ごとに、本町の実績と比較した結果を下表に示します。岩手県の排出量の指標は、原単位（1人1日当たり排出量、単位 g/人・日）となっています。本町は、県の「標準目標」の①排出量（家庭系）の削減は達成していますが、②リサイクル率及び③最終処分量は達成していない状況となっています。

国の指標は達成できておらず、さらなる排出抑制と分別排出の徹底が必要です。

①岩手県の方針（岩手県循環型社会形成推進計画）

表 20 岩手県の数値目標の達成状況

岩手県の目標指数（方針）	単位	本町の実績		県の目標との比較		参考 令和4年度 岩手県全体の 実績
		平成30年度本 町実績	令和4年度本 町実績	令和7年度 【県の目標指数で 算出した値】	令和4年での達成 状況	
①排出量（家庭系）	g/人・日	462	462	465	○	514
②リサイクル率	%	20	19.8	23	×	14.5
③最終処分量	t/年	641	472	358	×	

※県の目標のうち、標準目標（県の目標値に達していない市町村が次の満足目標に至るため、当面の目標として目指すことを想定したもの）と比較したもの。

※排出量は集団資源回収を含む。

②国の基本方針（廃棄物処理法による基本方針）

表 21 国の数値目標の達成状況

国の目標指数（方針）	単位	本町の実績		国の目標との比較	
		平成30年度本 町実績	令和4年度本 町実績	令和7年度 【国の目標指数で 算出した値】	令和4年での達成 状況
①排出量 平成24年度比約16%削減	g/人・日	1,160	1,168	850	×
②リサイクル率 約28%に増加	%	20	19.8	28	×
③最終処分量 平成24年度比約31%削減	t/年	641	472	358	×

※排出量、リサイクル率は集団資源回収を含む。

2.1.2. 家庭からのごみ

新型コロナウイルス感染症の影響により外出自粛やテレワークなど家庭で過ごす時間が多くなったことなどから、生活系ごみの町民1人1日当たりの量は増加傾向となり、令和2年度には621gとなりました。令和3年度以降、行動制限の緩和が進むにつれ、ライフスタイルが戻りつつあり、令和4年度には583gと減少傾向となっています。

また、資源ごみについては令和3年7月からリサイクルモアの運用が開始されたことで、分別した資源のポイント交換による有価物としての価値が新たに浸透しつつあり、集積所での収集量が減少し、リサイクルモアを含む拠点回収に流出する傾向が生まれています。

これらのことから、今後も引き続き、コミュニティ組織及び地域のごみ減量推進員等と連携した町民一人ひとりの分別徹底を粘り強く呼びかけながら、自身や地域に資源物の価値が還元されるメリットの周知及び啓発に取り組む必要があります。

このような取り組みが、県の将来像にもある「3Rの定着」を推進するものであり、特に、ごみの量をそもそも抑える「発生抑制」の意識に重きを置いた行動変容に繋がるものとなります。

2.1.3. 地域での集団資源回収の継続的な支援及び拠点回収

「資源回収コンクール」など支援策も含め、地域での集団資源回収が積極的に行われている本町ではありますが、コロナ禍以前に比べ実施回数、回収量ともに減少傾向にあります。

一方で、令和3年7月からリサイクルモアの運用が開始され、スーパーなどでの店頭回収も併せて資源回収拠点が充実しているところであり、それぞれのライフスタイルに合わせた資源化の選択肢が広がっています。

2.1.4. 新たなリサイクルの検討

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）が令和4年に施行され、製品プラスチックの一括回収が可能となりました。当町では既に容器包装プラスチックの分別回収に取り組んでいますが、プラスチックのさらなる資源化に向けた取り組みが求められています。

また、高齢化が進み、町内でも年間約500トンが排出されていると試算される使用済み紙おむつについて、令和3年9月に「使用済み紙おむつのリサイクルを考えるシンポジウム in 矢巾」を開催しリサイクルへの重要性を共有しました。処理にあたって、焼却炉への負担が懸念されるものであり、適正なりサイクルへの取り組みに向けた検討を進める必要があります。

2.1.5. 事業系のごみ

工業団地や流通センター、岩手医科大学附属病院などが立地し、大規模な事業所の多い本町では、事業系ごみ排出量が全体の約44%（令和4年度）となっています。

今後も、物流拠点や商業施設の開発等により、事業系ごみ排出量の増加が見込まれます。

そこで、事業系のごみの減量のために、搬入先の組合との連携による指導や搬入物検査をより強化する必要があります。また、企業のサステナブルな取り組みを推進し、ごみの減量化及び資源化への働きかけを、商工会等関係団体との協働により、定期的に進めていくことも重要です。

2.1.6. 災害への対応

安全・安定的な廃棄物処理を継続するため、東日本大震災や平成25年度大雨災害の教訓を活かした体制の確保を、さらに進めるとともに、組合、岩手県、周辺自治体、産業廃棄物処理業界等との協力体制を平時から確保する必要があります。

2.1.7. ごみ処理広域化

県央ブロックごみ・し尿処理広域化については、平成27年1月に策定した基本構想において、3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進、環境負荷の軽減、災害対策の強化、効率的な廃棄物処理を基本方針とし、ブロックに属する全8市町（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町）で一体的に取り組んでいます。

令和5年2月には、盛岡広域8市町のごみ処理に関する事務を共同処理するため「盛岡広域環境組合」が設立しております。

ごみ処理広域化は、既設焼却施設6施設の建て替えと比較し、費用や環境負荷の低減化が図れる1施設集約化を目指すものであり、新たに建設を計画する施設に関しては、環境対策において、法令に定める基準を満たしたものとし、施設のあり方については、学識経験者の意見も聴きながら「施設整備基本計画」において、検討を進めていくこととしています。

新たな焼却施設は令和14年稼働を目指していますが、各市町に振り分けられる負担金は利用割合に応じたものとなるため、さらなるごみの減量化及び資源化が求められます。

3 ごみ処理の基本方針と目標

3.1 基本方針

本町の総合計画における基本理念「みんなで築く 躍動感あふれ幸せな未来へ進化するまち やはば」を実現するために、本計画においては一般廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用の3R及び適正な処理処分について、次のような基本理念を拠り所とし取り組みを進めます。

「みんなで築く 躍動感あふれ幸せな未来へ進化するまち やはば」

- 一般廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用の3Rを進めます
- 一般廃棄物の適正な処理を行います
- 町民、事業者、町、関係機関等の協働による循環型社会づくりを進めます

3.2 ごみ処理の目標

ごみ処理基本計画の中間年度、最終年度における目標値を、次の2つの指標について定めます。本計画の施策を進めることにより、目標の達成を目指します。

①家庭系 町民1人1日当たり収集ごみ排出量(資源ごみ以外) 単位:g/人・日

家庭からのごみは、資源ごみ以外の町民1人日当たりのごみ量を指標とします。令和4年度比で10%以上の削減*を目指します。

②事業系ごみ総排出量 単位:t/年

事業系ごみは、開発による事業所増などの要因が見込まれますが、事業者へのサステナブル経営の啓発、搬入時の指導及び民間処理ルートを活用した資源化を強化し、令和4年度比で10%以上削減*を目指した目標値とします。

表 22 計画の目標

指標項目	実績 令和 4 年度	中間目標 令和 10 年度	最終目標 令和 15 年度
①家庭系町民 1 人 1 日当たり 収集ごみ排出量 (資源ごみ以外)	462 g/人・日	418 g/人・日以下	392 g/人・日以下

算出式 家庭系 町民 1 人 1 日当たり排出量 (資源ごみ以外) =
 (生活系ごみ量 - 資源ごみ量) ÷ 総人口 ÷ 年間日数 365 日ないし 366 日

指標項目	実績 令和 4 年度	中間目標 令和 10 年度	最終目標 令和 15 年度
②事業系ごみ排出量	4,969 t/年	4,378 t/年	4,221 t/年

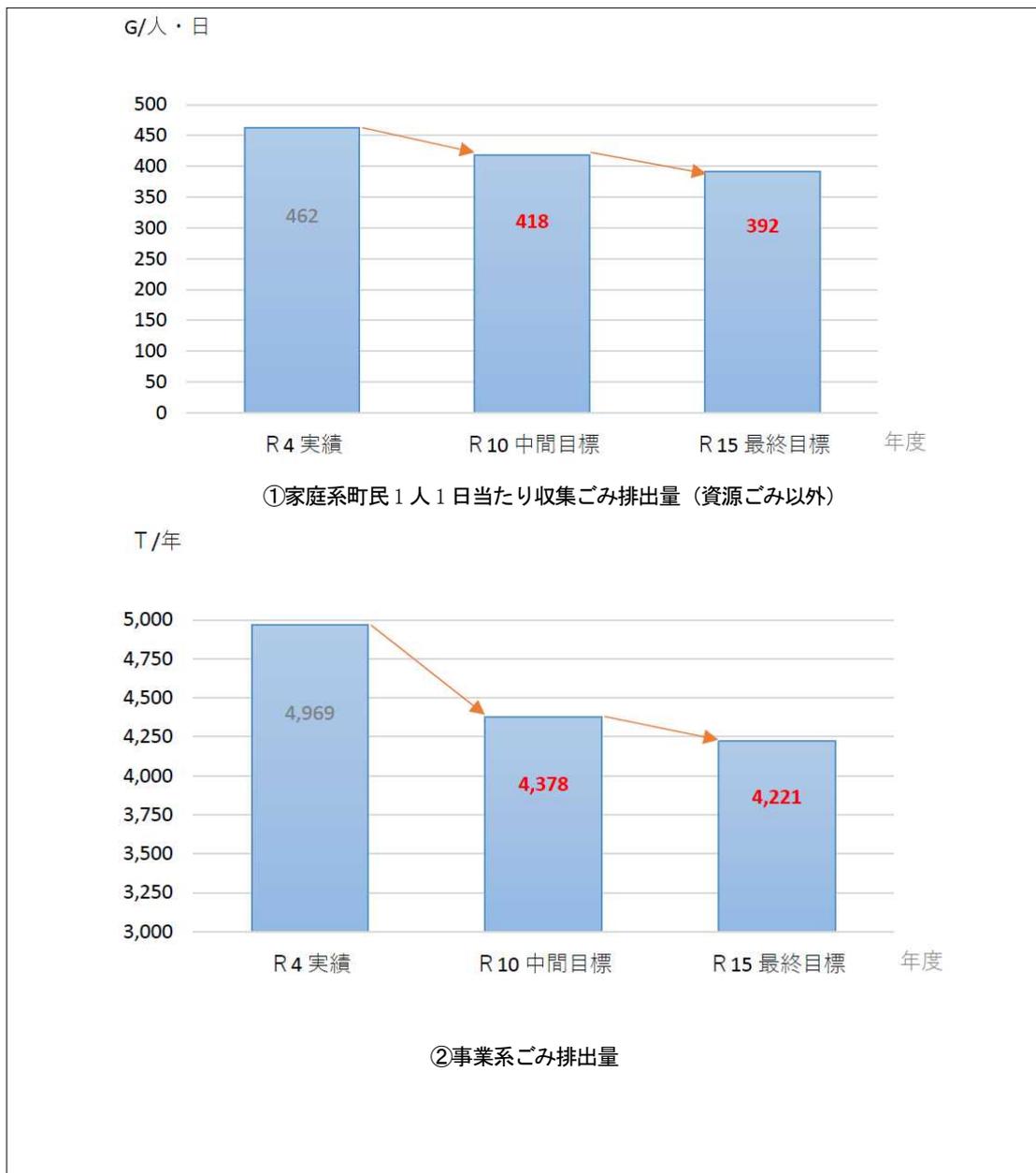


図 18 計画の目標

4 ごみ処理の施策

本計画では、次に示す施策を実施し、一般廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用の3R及び適正な処理処分を進めることにより、基本理念「みんなで築く 躍動感あふれ幸せな未来へ進化するまち やはば」を実現していきます。

4.1 啓発活動・環境教育



4.1.1. わかりやすい普及啓発、情報提供

広報紙「広報やはば」やホームページ、「やはラヂ！」などによる情報発信を行い、広く町民に啓発します。組合による組成調査結果等のごみ処理の基本情報も提供します。

4.1.2. ごみ収集カレンダー、ごみ分別事典の配布による啓発

ごみ収集カレンダーは毎年度全戸に配布し、転入者への説明等ではごみ分別事典やごみ分別アプリなどを活用したごみ分別方法を周知します。

4.1.3. 出前講座、青空教室

町職員等による出前講座（青空教室）を進めます。

4.1.4. 環境教育・学習の推進

小学生の施設見学（社会科見学）、町や盛岡・紫波地区環境施設組合が主催するイベントへの出展、小学校での副読本作成等により学習機会の充実を図ります。

4.2 町民との協働による取り組み



4.2.1. 地域の集団資源回収の促進

資源ごみ回収団体への奨励補助金及び自治会対抗資源回収コンクールを継続して地域の取り組みを支援するとともに、成果が地域へ還元されるスキームであることをPRすることで、さらなる資源回収の促進に努めます。また、資源物回収保管庫の設置を促進します。

4.2.2. ごみ減量推進員制度

各コミュニティ組織に、ごみ減量推進員を配置し、青空教室等の活動により、町民への啓発を継続します。

4.2.3. 拠点回収の推進

古着・割りばし・コンタクトレンズ空ケースなど、民間企業における環境分野のCSR（コーポレート・ソーシャル・レスポンスビリティ：企業の社会的責任推進）と連携した新たな回収品目を増やしつつ、町民が廃棄物から資源物としての価値を認識し、3Rに意欲的に取り組むための機会の拡大に努めます。

4.3 家庭ごみ対策



4.3.1. 発生抑制の促進

マイバッグ持参運動、ごみをつくらない消費行動の啓発、環境に配慮した店舗紹介等、さまざまな取り組みを行い、ごみの発生を抑えます。

4.3.2. 指定ごみ専用袋制の継続

ごみ減量と分別促進のための指定ごみ専用袋制を継続します。また、指定ごみ専用袋をレジ袋として利用するための取り組みを事業者と促進します。

4.3.3. ごみ出しマナー向上

ごみの出し方などの基本情報の発信とあわせ、転入者や集合住宅等への啓発等により、分別を徹底します。

4.3.4. 再利用の促進

矢巾町リユース品回収ひろば、福祉作業所等での古布等の再利用、徳丹城マルシェや秋まつりなどのイベントにおけるフリーマーケットなどにより、再利用を促進します。

4.3.5. 生ごみの資源化への支援

生ごみ処理機及び処理容器購入への町からの助成を行います。

4.4 事業所への対策



4.4.1. 情報提供

広報や町のホームページによる啓発と情報発信を行います。

4.4.2. 搬入検査の実施

組合への搬入時の啓発と展開検査等による産業廃棄物の混入指導を強化します。

4.4.3. 事業者への啓発

商工会、企業連絡会等との連携やお役立ちセンター事業の活用により、研修会実施やサステナブル経営に資する取り組みの啓発に努めます。

4.4.4. 事業系古紙類の搬入規制

リサイクル可能な事業系古紙類を回収事業者へ直接搬入することとし、資源化を促進します。

4.4.5. 事業系生ごみの資源化促進

本町における事業所で発生する厨芥について、組合での資源化の促進を図ります。

4.4.6. 環境配慮事業所への支援

県の「いわて地球環境にやさしい事業所」について、町民への周知を図るとともに、町独自の制度について検討します。

4.5 適正なごみ処理の推進



4.5.1. 盛岡・紫波地区における体制の維持（収集、処理、処分）及び広域化への対応

盛岡・紫波地区環境施設組合を核とするごみ処理体制を維持し、適正な収集、処理・処分を確保し、中間処理後の資源化及び田園有機の販売等を行います。また、盛岡広域環境組合が設立となったことから、令和14年度以降の広域処理を視野に入れ、効率的なごみ収集体制を検討します。

4.5.2. 新しい資源化への対応

環境負荷の軽減のため、近隣の市町や関連事業者と協調しながら、製品プラスチックや使用済み紙おむつリサイクルについて、先進事例等からの調査・検討を進めます。また、剪定枝等の有効利用及びリサイクルモア等の民間施設を積極的に活用した資源化を推進します。

4.5.3. 手数料徴収による適正排出の促進

組合の清掃センターに直接持ち込む際の処理手数料（種類と金額）を適正に定め、分別による適正処理を図ります。

4.5.4. 災害への対応

発災時は、地域防災計画及び災害廃棄物処理計画に則り取り組むとともに、県内市町村、一部事務組合及び広域連合の間において締結されている「一般廃棄物処理に係る災害相互応援協定」に基づく対応を必要に応じ進めます。また、関係機関との連絡体制、初動リストの準備等を行います。

4.6 きれいなまちづくりの推進



4.6.1. 町域及び河川清掃活動

町内全域で行われる地域清掃活動「町をみんなできれいにする運動」を年2回実施します。また、ボランティア主体となった、町内を流れる北上川河川敷清掃を年2回、実施します。

4.6.2. 不法投棄への対応

看板や監視カメラの設置、未然防止パトロールを委託により実施するとともに、地域、県及び警察と連携し不法投棄の未然防止策と対応を図ります。

矢巾町一般廃棄物処理基本計画

令和6年3月

発行 矢巾町

編集 矢巾町町民環境課

〒028-3692

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地

TEL 019-611-2501 FAX 019-611-2519

URL : <http://www.town.yahaba.iwate.jp/>